

平成24年2月24日
株式会社 山梨中央銀行

「当座勘定規定」等の暴力団排除条項の改定について

株式会社山梨中央銀行（頭取 進藤 中）では、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの一環として、平成22年4月から預金・当座勘定・貸金庫等の各規定に、暴力団排除条項を導入しております。

このような中、東日本大震災の復旧・復興事業の本格化に伴い、暴力団介入事案の発生が懸念されていることから、当行では、警察庁および金融庁からの要請を受け、暴力団排除条項を実態に即してより明確化するため、「当座勘定規定」等を下記のとおり改定いたします。

当行では、今後も反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまにおかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

記

1. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 貸金庫規定
- (3) 保護預り規定（セーフティバッグ、封緘）

2. 改定内容

別紙「新旧対照表」をご覧ください。

3. 改定日

平成24年3月1日

なお、既にお取引いただいているお客さまにつきましても、改定後の規定を適用させていただきますのでご了承ください。改定後の規定を希望される場合は、3月1日以降窓口へお申し付けください。

4. その他

- (1) 普通預金等の預金規定につきましても、今後改定を予定しております。
- (2) 銀行取引約定書をはじめとした融資関係の契約書等につきましても、平成24年3月1日から順次改定させていただきます。

以上

新旧対照表（下線部分が改定箇所です。）

当座勘定規定（一般当座用）の場合（その他の規定も同様です。）

現行	改正後
<p>第23条（反社会的勢力との取引謝絶） この当座勘定は、第24条の(2)の<u> </u>のA.からF.および<u> </u>のA.からE.のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条の(2)の<u> </u>のA.からF.または<u> </u>のA.からE.の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第24条（解約）</p> <p>(1)省略</p> <p>(2)前記(1)のほか、次の<u> </u>から<u> </u>の一にでも該当し、取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p>	<p>第23条（反社会的勢力との取引謝絶） この当座勘定は、第24条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第24条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第24条（解約）</p> <p>(1)省略（現行どおり）</p> <p>(2)前記(1)のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p>
<p>省略</p> <p><u>本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他前記A.からE.に準ずる者</p>	<p>省略（現行どおり）</p> <p>本人または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>
<p>本人が、自らまたは第三者を利用して、次のA.からE.に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前記A.からD.に準ずる行為</p> <p>(3)省略</p> <p>(4)省略</p>	<p>本人または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 省略（現行どおり）</p> <p>B. 省略（現行どおり）</p> <p>C. 省略（現行どおり）</p> <p>D. 省略（現行どおり）</p> <p>E. 省略（現行どおり）</p> <p>(3)省略（現行どおり）</p> <p>(4)省略（現行どおり）</p>